

Vol.115 No.3 2024.11.20	<h1>農職組ニュース</h1>	茨城大学農学部 労働組合
-------------------------------	------------------	-----------------

第1回団体交渉報告

10月22日に大学側から「国立大学法人茨城大学教職員賃金規程の一部改正について」と「国立大学法人茨城大学教員の任期に関する規程の一部改正について」に関して、10月24日までに回答するように連絡が来ました（内容についてはすでにメールで配信）。

第1回目の3地区組合合同の団体交渉（令和6年10月28日（月）17:00～ Teams）が行われた。改正案のポイントは以下のとおりである。

基本給

基本給表の引き上げ 平均改定率：全体3.0%，初任給 大卒+23,800円
教育職については国大協提供の給与表を使用

勤末手当：12月期の勤末手当支払い月数を0.05月引上げ

勤勉手当：12月期の勤勉手当支払い月数を0.05月引上げ

（期末・勤勉手当の年間合計月数：4.5月から**4.6月に引上げ**）

上記案については人事院勧告に依拠した改正であった。

任期に関する規定については、カーボンリサイクルエネルギー研究センター教授に関してである。

この2点に関して、団体交渉を行い11月8日に本部提案について合意することとした。今後、過半数代表者からの意見書を受けて12月分から給与が改正される予定となっています。

なお、人事院勧告は、給与以外に地域手当や扶養手当の改正もあるが、第1回団体交渉では上記のみの対応となったため、今後、地域手当など第2回団体交渉を12月に開催するように要望している。

その大きな理由として、人事院勧告では地域手当が、水戸・日立（10%→8%）、阿見（0%→4%）に変更のため、これまで8%の地域手当が7%に変更になるとのことである。

R9年5月23日に「令和5年12月期期末・勤勉手当及び令和6年度地域手当に関する団体交渉終結確認書」で「地域手当について、大学は現時点では、令和9年4月から8.0%に戻る方針について変更はないが、昨年に引き続き物価や光熱費の高騰、今回の想定を大きく上回る人事院勧告への対応について理解を求め、来年度以降、同様の状況が続くと、令和9年4月から8.0%に回復する目標についても検討しなければならないことについて言及した」との文書に学長と3地区労働組合執行委員長が押印している。第2回団体交渉を予定しているのは、規則上8.0%の地域手当が人事院勧告を受けて7.0%のままにされるかもしれないという危惧を持っているためである。

以上

鍬耕祭フリーマーケットご報告

10月19日(土)、組合はフリーマーケットとヨーヨー釣りで鍬耕祭に参加しました。
当日の売上にリサイクルショップでの換金を加えると収入は21,325円、
支出はヨーヨー代1,980円、差引き19,345円の利益となりました。
19,345円は全額、組合へのカンパとさせていただきます。
フリーマーケット用品を提供して下さった皆さま、ご協ありがとうございました。

